

2 社会インフラの老朽化対策について

(財務省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、集中的に整備された道路、港湾、上下水道、農業水利施設等の社会インフラの老朽化に伴う事故や機能不全は、県民の生命・財産を危うくするのみならず、経済活動にも支障を及ぼすことから、地域における総合的なインフラ老朽化対策に資する防災・安全交付金の必要額の確保など、インフラ老朽化対策に対する財政支援の充実に努めること。
- (2) 急速に進行する社会インフラの老朽化に対応するため、適切な維持管理を円滑に行えるよう、道路法第42条並びに道路法施行令第35条の2に基づく道路の維持または修繕に関する具体的な技術基準などの技術的指針を整備するとともに、劣化を正確に把握し、修繕・更新時期を判断するための目視困難な部位の点検・診断技術の開発など、技術的支援を講ずること。

(背景)

我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、河川、港湾、上水道、下水道、工業用水道、漁港、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらが耐用年数を迎つつあり、近い将来には多額の更新費用が必要となる見込みである。

昨年12月に中央自動車道笹子トンネルの天井崩落により、9名の尊い命が失われるという、大変に痛ましい事故が発生した。本県においても、一昨年8月に国道151号の「太和金トンネル」において部分崩落が発生し、人命は失われなかったものの、復旧までに約半年を要し、周辺地域に大きな影響を及ぼした。

国は平成24年度補正予算及び平成25年度予算において、地域における総合的な老朽化対策等に充てる防災・安全交付金を創設したが、今後とも地方が十分な予算を確保できるよう継続的な措置が必要である。

地方が適正な水準の下で施設の維持管理・更新を行うためには、維持、

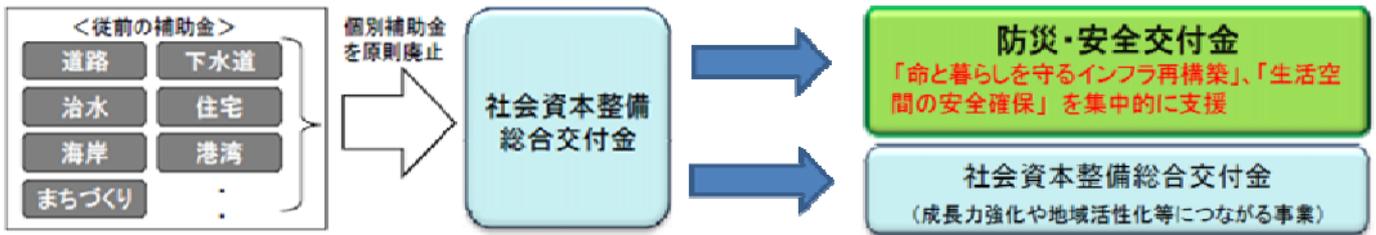
修繕に関する技術基準やマニュアル等の整備が不十分な状況にある。

また、ライフサイクルコスト縮減のため、社会インフラの長寿命化を進めることが必要であり、国は技術開発を積極的に推進するとともに、自治体がそうした戦略的な維持管理・更新を担えるよう、技術的支援を講ずる必要がある。

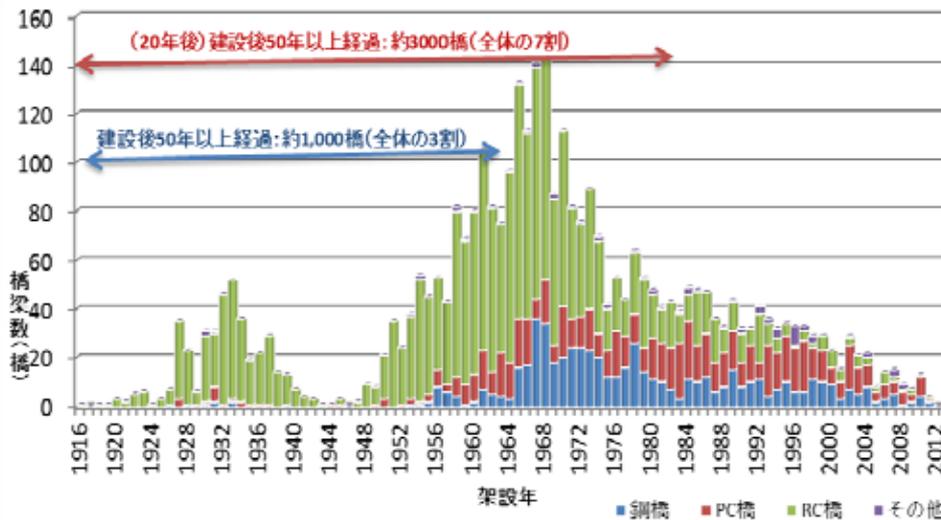
(参 考)

◇防災・安全交付金

・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組等に集中的に支援



◇橋梁の高齢化状況(愛知県橋梁)



◇県営水道の竣工年度別管路延長(愛知県)

